明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○財務省組織規則の一部を改正する省令（**財務**四七）　一

〔告　示〕
○夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件　三
○株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めた件（**財務・農林水産・経済産業**一〇）　七
○農産物規格規程の一部を改正する件（**農林水産**一一五五）　三

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一四
特殊法人等
税理士登録者関係　一五
地方公共団体
押収物還付関係　一五
会社その他
会社決算公告　一五

省令

○**財務省令第四十七号**

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第二十四条第二項の規定に基づき、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月十一日

財務大臣　麻生　太郎